

「^{きよ}聖さへの招き」(第一テサロニケ四章一〜八節)

1 信仰の生活

テサロニケの信徒への手紙一は、使徒パウロの初めの頃の手紙で、真筆とされるものの一つです。

パウロは多くの手紙を書きました。書いたのは分かっていますが残っていないものもあります。例えばコリントの信徒への手紙は本文から推して四通書いたと考えられています。二つしか残っていません。

エフェソやフィリピのように獄中でしたためられたものもあります。個人宛に書かれたものもあります。フィレモンへの手紙です。自ら書き記したものもありますし、口述させたものもあります。

また多くの手紙が回覧されていました。そしてみんなの前で読み聞かせられていたのです。このテサロニケの信徒への手紙一も、すべての兄弟に読んで聞かせるようにと最後にパウロは命じています(5:27)。

こうして残されたパウロの手紙の書き方に一つの特徴があります。それははじめに信仰(あるいは教理)について書き、それに続いて信仰に基づく生活(倫理)について書くということです。ほとんど例外なしにそうなっています。信仰と生活です。信じることと生きることです。

この二つがバラバラに書かれているわけではありません。信仰によって、恵みによって私どもが救われたのであれば、まさにこの恵みに押し出されて生きるということではなければなりません。信じることと無関係なところから生活が、その基準が書かれるというのではありません。一般の道徳が書かれるというのではありません。今日の箇所(3)の真ん中あたりに「神の御心」という言葉が見えます。パウロが手紙の後半で問うのは、いわゆる自然法「人が生まれながらに知っている」とされる法」ではありませんし、ましてその時々々に優勢な社会的な規範というものでもありません。先日教育勅語もアレنجジして使えるという文部大臣の間違った発言がありました。何かをアレنجジして私どもの基準とするというのではないのです。「みこころが天になるごとく、地にもならせたまえ」。私どもはこの御心を尋ね求めるのです。御心なれかしと祈るのです。神の御心を問う、それを明らかにする、多くの書簡の後半でパウロがしているのはそれです。テサロニケの手紙一では今日の私どもの箇所四章一節からこうした信仰の生活についてパウロは語り出します。

信仰と生活の関係について、もう少し付け加えておきます。一般的に言えば信仰はただ神様と私の関係です。しかし生活となると、それだけでは済まなくなります。神様との関係だけでなく、周りの人との関係が入ってきます。そうした関わりの中で神を信じ神に従って行くということが問題になります。周りの人との関係ということは私どもの言葉や行いが問われてくるということです。私どもには律法というものはありません。掟というものもありません。私どもの目の前にあるのは律法の終わりとな

られた(ローマ10:4)イエス・キリストだけです。この方の言葉とこの方の生き方だけです。私どもの言葉と行いが問われてくるというのは私どもがイエス・キリストに従っているかということが問われてくるということでもあります。

イエス・キリストを信じ、イエス・キリストに従って生きる、この二つは切り離せない。信仰から生活へ、です。あるいは生活において信仰を生きるということ。これが私どもの拠って立つ福音的信仰です。

2 聖さへの招き

信仰のその生活が問題になっていると申し上げました。今日の箇所では生活という言葉のほか「歩む」「歩んでいる」という言葉でもそれは表されています。また新共同訳では表に出していないのですが、「行いにおいて」ないし「実践において」という言葉もあります(9)。

信仰の生活を今日の箇所は一言でいえば聖であるべきだと言っています。

実に、神の御心は、あなたがたが聖なる者となることです(3)。神がわたしたちを招かれたのは、汚れた生き方ではなく、聖なる生活をさせるためです(7)。

聖、ないし聖なるという言葉は聖書でははじめから終わりまで使われています。最初に出てくるのは「創世記」。神が創造を終え、これを完成して休んだ第七日を聖別した、特別の日としたとあります。聖書の最後の文書「黙示録」には神の住まう聖なる都、あるいは聖なる者という言葉が何回も出てきます。

聖とは、聖書では、神の本質であって、この世界あるいは人間から隔絶し、絶対の主権をもって、絶対の尊厳の中におられることを意味しています。したがって神が聖である(レビ1:4他)だけでなく、イエス・キリストも、またその霊も聖であるほかないのです。

この聖という言葉が、聖なる何々という形で、人やもの、あるいは場所に対して使われる時にも、何か道徳的な完全性を意味するのではなくて、神のために他のものから区別され選ばれた、仕えるために特別に分かれた、取っておかれたということの意味します。

したがって今日の箇所の「聖なる者」「聖なる生活」も基本的にはそうした意味をもっています。神の御心は、私どもが神との関係を深めつつ、神に仕えるべく、他からはつきり区別された存在であることを自覚して歩むように、生活するようという意味です。

今日の聖書箇所は、こうした聖さへの招きを、当時の異邦人の生活(今日の私どもには十分分かりませんが)と対比させながら、聖潔への勧め、性的な放縦・放恣への戒めとして具体的に示しています。

すなわち、みだらな行いを避け、おのおの汚れのない心と尊敬の念をもって妻と

生活するように学ばねばならず、神を知らない異邦人のように情欲に溺れてはならないのです。このようなことで、兄弟を踏みつけたり、欺いたりしてはいけません (3b-6a)。

この部分でパウロは「聖なる生活」を三つ、ないし四つの言葉で具体的に言い換えて説明しています。第一に、「みだらな行いを避け」よということ。みだらな行いとは姦淫を指します。

第二に、「おのおの汚れない心と尊敬の念をもって妻と生活するように学ばねばなら」ないということです。この節は、いろいろの訳があるようです。口語訳は「各自、気をつけて自分のからだを清く尊く保ち」と訳しています。この「からだ」をわれわれの聖書は「妻」と訳しています。私どもの心の生活だけでなく私どもの身体に関わる生活（これはかなり意味が広い）にもまた気を配って歩みなさいという意味です。そのことは新共同訳のように、私どもが結婚生活を清く保つという戒めにも通じていくことだと思えます。

第三は、兄弟を踏みつけたり、欺いたりしてはならないということです。これは今触れた第一と第二のこと、つまり性的不品行と関係づけてもよいと思いますが、それだけでなく、私どもの行うことで、兄弟を踏みつけたり、だましたりしてはならないという、もっと広い意味で受けとってよいと思えます。こうした三つないし四つの言葉をもって具体的に戒められ、明らかにされる生活、それが使徒パウロのいう「聖なる生活」です。

こうした「聖なる生活」は信仰の生活として私どもに可能だとパウロは考えています。もちろんそれは私どもが自分の力で遂行できるというわけではありません。神によってできるということです。「御自分の聖霊をあなたがたの内に与えてくださる」(8) 神の力によって、すなわち、聖霊によって可能だということです。「ねばならない」ではない。聖なる生活を許されている、そうであるがゆえに、そうであるほかない、ということ。許されているがゆえにできるとパウロは考えています。信仰と生活は切り離されない、信じることで従うことは切り離されない。聖なる生活とは信仰から押し出されていく生活、神の力によって押し出されていくところに生まれる私どもの歩みです。

3 一夫一婦の建白（一八八九年）

おのおの汚れない心と尊敬の念をもって妻と生活するように学ばねばならないと先ほどありました。語られているのは男性に対してです。おそらく当時の異邦人社会の男性の目に余る振舞いのことがあって、君たちはそうであるはずはないという意味で語られているのだと思います。

『信徒の友』にいま「明治女性たちの信仰・湯浅初の生涯をめぐって」という評伝が連載されています。書いているのは同志社大学の山下智子さんという方です。お読みになられている方もおられると思います。一〇月号は、彼女が中心になっておこなっ

た「一夫一婦の建白」がテーマでした。それは彼女のいろいろの目覚ましい働きの中でも一番重要なものでした。

湯浅初という人は一八六〇年熊本徳富家に生まれ、熊本洋学校、さらに同志社に学び、叔母に当たたる基督教婦人矯風会の創立者、矢島楫子とともに矯風会などで活躍した人です。新島襄によつて受洗したキリスト教の実業家で政治家湯浅治郎と結婚し、夫とともに廃娼運動に尽力したのです。徳富蘇峰、蘆花兄弟の姉に当たります。蘇峰も運動を応援していました。

山下さんの書いたものを使わせていただきますと、彼女は魅力的な女性で求婚者が後をたたなかつたそうですが、後に総理大臣になる犬養毅との縁談のことが紹介されています。それによると、お見合いのとき、初はいきなり「あなたは一夫一婦制についてどう思いますか」と尋ねました。すると犬飼は動じる様子もなくこう答えたというのです。「いずれひとかどの人物になったときには女の一人や二人は相手にするでしょう。一夫一婦などということは、今から約束はできない」と。怒った初は即座に席を立ち、話はそれで終わり。初の怒りは収まらず、楯子の部屋に行つて、あんな人間を紹介するなんていいながらお盆の上にあつたおせんべいをバリバリほとんど食べてしまった（この最後の真偽のほどは分かりませんが）、戦前の日本の社会、とくに男性の意識はそのようなもので女性もそれに甘んじていたといつて間違いありません。

初は一八八五年に湯浅治郎と結婚。県議会議長として群馬の廃娼運動に取り組んでいた夫とともに尽力、明治憲法下にあつて、女性の地位向上と婦人矯風運動に奮闘します。

とくに初が矯風会で真剣に取り組んだのが「一夫一婦の建白」です。熱心な運動の結果、建白書は、一八八九年六月、自由民権運動の植木枝盛、キリスト教の指導者同志社の小崎弘道、明治学院の井深梶之助等八〇〇名以上の署名連判をもつて元老院に提出されます。女性を悪人と見る仏教、「妾」なる存在を否定しない儒教。結局キリスト教だけが一夫多妻の弊害から人々を守りうる。こうして建白書は一夫一婦制の実施と刑法と民法の改正を求めたのです。

これらが完全に実現するのは、もちろん戦後の新しい憲法によつてです。信仰から押し出されていく聖なる生活、聖潔な生活への聖書の警告は、長い時をへてその真理が明らかにされたといつてよいと思います。戦後七三年、状況はどういうものでしょうか。解決されたものもありますし、女性の人権や、女性を含む社会的に不利な立場に置かれている人の状況など、未解決な、新しい問題も山積しています。それは私どもは十分承知しているところです。聖書の真理に聞き、これを宣べ伝え、聖書を生活として生きる努力をさらにつづけ、世にあつて聖書の福音の証しをしていきたいと願うものです。